

朝鮮人對沒者遺骨引渡實施要領

ア、ア一課と在米韓國代表部との間におき
て件引渡しに付王政府の協賛事項
を口上書で確認する。 協賛事項は次通り。

1. 韓国側は、ア、ア一課提出の遺骨リストに
基き、南野南原倉庫外をケエツラシ、こゝか
引取りに同意すること。

2. 遺骨とともに遺留品を引取りること。

3. 財金通院記載の金貨、国庫債券、その他
他日お例の支拂ふべき金貨については別金
請求取付懸しともた協定解決することを得
する。

4. 日本側は、日本船により遺骨を釜山港に
送達し、同地におき金山外務部出張所

又し日本外務省代表より同に多少用意
したる邊骨リストを引合せり上、引渡を
行ひ、韓国側は字紙書とあり。

5. 韓国側は、邊骨リストを公報し、ふたす
みやかに邊族に伝達する。

6. 邊骨の荷送り、船積み、釜山港まで

運賃ねらいの追加式（日七側は内司港に

あり、船種のうち船上で最後の追加式を行
はせ、一切の費用は日本側におりて負担す

る。